

は し が き

本書は、成年後見制度についてわかりやすく解説するとともに、成年後見制度に関する金融機関の実務についても示した書籍です。

成年後見制度については、その申立件数につき緩やかな増加傾向にあります。高齡社会の進行により、その必要性はますます高まるどころです。その必要性の高まりにかかわらず利用の促進が十分になされていないことを受け、平成28年4月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、国として成年後見制度の利用促進に取り組んでいるものです。

さらに、さまざまな事情から親族や専門家によるサポートが難しい場合などに利用される、第三者が後見人になるいわゆる市民後見についても増加が見込まれており、制度の発展の促進のためには、法的な側面を含めた基礎知識の効率的な吸収が不可欠となってくるところです。

本書においては、このように今後さらに利用が加速することが予想される成年後見制度に関し、制度概要、手続、職務権限等の基本的な内容をわかりやすく具体的に説明するとともに、最新の法改正の内容や金融機関等における実務にも触れることで、さまざまな読者のニーズを満たすものとなっています。

よって、本書については、まず、成年後見制度について初めて学ぶ同制度の利用者、市民後見人になろうとする方、金融機関行職員、学生の方等にとってわかりやすい入門書となっています。また、これに加えて、すでに一定の知識・経験を有する専門家の方や金融機関行職員にとっても、基本を振り返るだけでなく、金融機関等の実務の観点

から、新たな学びを得ることができるものとなっているのではないかと考えています。特に金融機関実務に関しては、金融機関内部で実務に取り組んでいた弁護士が、その経験に基づき（時には議論を交わしつつ）執筆を行っているものであり、一定程度踏み込んだ内容となっているものと自負しています。もちろん、金融機関実務以外の内容についても、裁判所実務には忠実でありながらも、執筆者の経験などを活かし、想定される事項を幅広く議論するなどして執筆しており、多くの知見を集約したものとなっています。

本書を通じて、多くの方が成年後見制度についての理解を深め、制度利用に役立てていただければ望外の幸いです。

なお、本書の執筆者は組織に属しており、本書においては実務の経験に基づく記載や意見にわたる記述がありますが、それらは、すべて執筆者の個人的見解に基づくものであり、所属するいかなる組織等とも関係のないものであることをお断りさせていただきます。

最後に、本書に関しご支援をいただき、執筆者への配慮を行いつつも短期間での刊行を実現するために多大なご尽力をいただいた地切修氏をはじめとする経済法令研究会の皆様、本書の執筆をお許しいただいた各執筆者が所属する組織の関係者の方々には、執筆者一同、厚く御礼申し上げます。

平成29年1月

執筆者を代表して 笹川 豪介

目 次

Part 1 成年後見制度の概要

▶▶▶ 1 はじめに ◀◀◀

- Q 1 成年後見制度の概要…………… 2
- Q 2 成年後見制度の利用状況…………… 5
- Q 3 成年後見制度利用促進法の概要…………… 8

▶▶▶ 2 成年後見 ◀◀◀

1 成年後見の申立・開始

- Q 4 成年後見の概要…………… 10
- Q 5 成年後見人の資格…………… 14
- Q 6 成年後見開始の申立…………… 19
- Q 7 成年後見開始の申立書式の記載事項等…………… 23
- Q 8 成年被後見人の行為制限…………… 33

2 成年後見人の職務と権限

- Q 9 成年後見人の職務…………… 37
- Q 10 成年後見人の職務に関する民法の改正…………… 41

Q11	成年後見人への郵便物転送の囑託	44
Q12	成年被後見人死亡後の成年後見人の権限（債務の弁済等）	47
Q13	成年後見人が複数いる場合の職務の分掌	51
Q14	成年後見人の辞任・解任	54
Q15	成年後見人と成年被後見人との利益相反	57
Q16	後見監督人の選任および職務	60
Q17	成年後見人の職務遂行において後見監督人の同意を要する行為	63

3 任意後見

Q18	任意後見の概要	67
Q19	任意後見契約の締結	71
Q20	任意後見契約の解除	79
Q21	任意後見監督人の選任	82
Q22	任意後見監督人の選任申立	86
Q23	任意後見監督人の職務	90

▶▶▶ 3 保 佐 ◀◀◀

1 保佐の申立・開始

Q24	保佐の概要	93
Q25	保佐人の資格	96
Q26	保佐開始の申立	98
Q27	保佐開始の申立書式の記載事項等	102
Q28	被保佐人の行為制限	105

2 保佐人の職務と権限

Q29	保佐人の職務	107
-----	--------	-----

Q 30	保佐人の同意を要する行為	110
Q 31	臨時保佐人・保佐監督人の選任および職務	112
Q 32	保佐人と被保佐人との利益相反	115
Q 33	保佐人の代理権	118
Q 34	保佐人の辞任・解任	120

▶▶▶ 4 補 助 ◀◀◀

1 補助の申立・開始

Q 35	補助の概要	124
Q 36	補助人の資格	127
Q 37	補助開始の申立	129
Q 38	補助開始の申立書式の記載事項等	133
Q 39	被補助人の行為制限	135

2 補助人の職務と権限

Q 40	補助人の職務	137
Q 41	補助人の同意を要する行為	141
Q 42	補助人の辞任・解任	144
Q 43	補助人と被補助人との利益相反	148
Q 44	補助監督人・臨時補助人の選任および職務	151

▶▶▶ 5 後見登記等 ◀◀◀

Q 45	後見登記制度の概要	154
Q 46	後見登記の登記事項	157
Q 47	登記事項証明書	160

Part2 金融機関の実務対応

▶▶▶ 1 成年後見 ◀◀◀

- Q48 成年後見人による預金払戻し……………174
- Q49 成年被後見人の預金通帳・届出印等の管理等……………177
- Q50 預金払戻後に成年被後見人であることが判明した場合…180
- Q51 成年後見人による多額の預金払戻請求……………183
- Q52 成年後見監督人による預金払戻し……………186
- Q53 後見監督人や成年被後見人の家族による預金払戻無効の主張…189
- Q54 成年後見人の借入れにおける成年被後見人の土地・建物への抵当権設定…192
- Q55 ローン貸出先の成年後見開始……………195
- Q56 成年被後見人死亡後の成年後見人によるローン弁済・預金払戻し……………198
- Q57 複数いる成年後見人の事務分掌等の確認……………202
- Q58 解任された成年後見人に対する預金払戻し……………204
- Q59 任意後見終了の登記申請がなされない間の任意後見人による預金の払戻し…208

▶▶▶ 2 保 佐 ◀◀◀

- Q60 被保佐人の預金通帳・届出印鑑・キャッシュカードの管理…211
- Q61 保佐人について法定の同意事項以外の同意事項の確認…214
- Q62 被保佐人の預金払戻しについての保佐人による取消請求…216
- Q63 保佐人の代理権の確認……………223
- Q64 ローン申込、預金払戻しにおける保佐人の同意……………225
- Q65 制限行為能力者の確認をせずに行った被保佐人へのローン実行…227

■ Q66 被保佐人による貸金庫の利用申込……………229

▶▶▶ 3 補 助 ◀◀◀

■ Q67 被補助人の預金通帳・キャッシュカード等の管理……………231
Q68 被補助人による預金払戻し……………235
Q69 補助人によるローン申込の代理……………236

凡 例

- ・ **後見登記法** ⇒後見登記等に関する法律
- ・ **任意後見契約法** ⇒任意後見契約に関する法律
- ・ **成年後見制度利用促進法** ⇒成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・ **後見人** ⇒成年後見人
- ・ **被後見人** ⇒成年被後見人
- ・ **後見監督人** ⇒成年後見監督人
- ・ **預金** ⇒預金および貯金

1 はじめに

Q 1 成年後見制度の概要

成年後見制度とはどのような制度ですか。その概要を教えてください。

解 説

1 成年後見制度の概要

民法は、人は自己の権利義務関係を自由な意思決定により自ら規律することができるという意思自治の原則を前提としています。

しかしながら、すべての者が自ら規律するに足りる自由な意思決定を行えるだけの判断能力を備えているわけではありません。典型的には未成年者であり、未成年者が単独で行った法律行為は基本的に取り消すことができます（民法5条1項～3項）。一方、法定代理人が未成年者を代理して法律行為を有効に行いうるようすることで、未成年者を保護しています。

成年後見制度とは、これと同様に、（主として）成年者についても、本人を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない者についても、法律的に支援するという制度です。これらの者を成年被後見人、被保佐人、被補助人として定型的に制限行為能力者とするこ

とで、これらの者が単独で法律行為を行った場合にこれを取り消しうるものとして判断能力が不十分な者を保護する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見には、後見、保佐、補助の3つの類型があります。

2 法定後見制度の概要

法定後見制度とは、民法に定められた後見の制度であり、本人が認知症等により判断能力が不十分となったときに、親族等が家庭裁判所に後見人、保佐人または補助人（以下本問においてこれらをあわせて「後見人等」という）の選任を申し立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

後見人等が行いうる権限の内容は、法律で定められています。

	後 見	保 佐	補 助
対 象 者	判断能力がまったくない者	判断能力が著しく不十分な者	判断能力が不十分な者
申立ができる者	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長等		
後見人等に必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	民法13条1項所定の特定の事項についての同意権・取消権（日常生活に関する行為を除く）	
後見人等に申立により与えられる権限		① 上記特定の事項以外の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為	① 民法13条1項所定の特定の事項のうち一部についての同意権・取消権（日常生

		を除く) ② 特定の法律行為についての代理権	活に関する行為を除く) ② 特定の法律行為についての代理権
制度を利用した場合の資格等の制限	医師や弁護士・税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等		

3 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と、後見する人（任意後見人）を、自らの意思で事前の契約（公正証書を作成し、法務局に登録される）によって決めておく制度です。

精神上の障がい（認知症、知的障がい、精神障がい等）によって、本人の判断能力が不十分な状況にある場合には、本人、配偶者、四親等以内の親族または任意後見受任者の申立により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見監督人が選任されることで任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

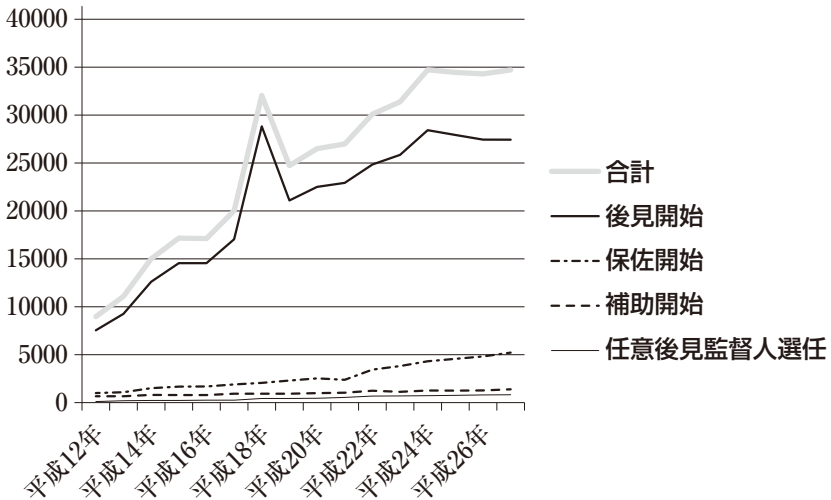
Q 2 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況はどうなっていますか。また、その課題について教えてください。

解 説

1 成年後見制度の利用状況

現在の高齢社会を反映し、成年後見制度の申立件数は緩やかな増加傾向にあります。



(数値は最高裁判所ホームページより。なお、平成15年以前は年度ごとの、平成16年以降は年ごとの数値である)

平成27年における成年後見制度の家庭裁判所に対する申立件数は、後見開始が2万7521件に対し、保佐開始が5085件、補助開始が1360件、

金融実務に役立つ 成年後見制度 Q&A

2017年2月15日 初版第1刷発行

編著者 笹川 豪介

発行者 金子 幸司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

〈検印省略〉

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／GETTARADICCA 制作／地切 修 印刷／日本ハイコム株

© Gosuke Sasakawa 2017 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2398-1

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。